

オンラインでの消費生活相談を行っています

商品の品質やサービスに対する苦情、訪問販売などによるトラブルが増えています。町では、東三河広域連合消費生活相談窓口と連携し、タブレット端末を活用して専門の相談員がトラブルに遭った際のアドバイスや情報提供を行う、オンライン消費生活相談を行っています。

消費生活のことで少しでも不安なことがあれば、ひとりで抱え込まずに役場経済課までご相談ください。

対応日時 月～金曜日 9:00～16:30

※消費者ホットライン「188（イヤヤ）」もご利用ください。



消費生活相談について、詳しくは東三河広域連合HPをご覧ください▲

問合せ先▶経済課 ☎76-1812

6月は土砂災害防止月間です

毎年梅雨や台風の時期の前に6月の一か月間を土砂災害防止月間と定め、土砂災害防止や被害軽減の重要性を再認識してもらう機会としています。

近年においては時期を問わず集中豪雨など、いづどこで土砂災害に見舞われるか予測が難しくなっています。

住民の皆様においては令和4年に町で配布した「防災ハザードマップ」で、避難場所や避難経路、困ったときの連絡先などをよく確認しておきましょう。

被害にあわないためには早めの行動が大切です。避難所が開設された時などは躊躇せずに利用しましょう。



問合せ先▶建設課 ☎76-1813

発電機購入補助金の申請受付について

災害への備えのために購入する、家庭用発電機等購入補助金の申請受付を行っています。

受付期限は令和8年2月27日(金)です。

※申請額に達し次第、受付終了させていただきます。

補助対象品目

町内販売事業者で購入した家庭用発電機等（蓄電池含む）



補助対象者

東栄町内の事業所で補助対象品目を購入した町民

※過去に本補助金を利用された方は申請できません。

補助金額

補助率 …… 見積金額の1/2
上限額 …… 50,000円



▶詳しくは町ホームページをご覧ください。

問合せ先▶総務課 ☎76-0501

第十二回 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

特別弔慰金の趣旨

戦後80周年にあたり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、ご遺族お一人に支給します。

請求期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日

※請求期間を過ぎると第十二回特別弔慰金を受け取ることができなくなりますので、ご注意ください。

請求窓口

東栄町役場福祉課社会福祉係（東栄保健福祉センター）

請求に必要な書類

- 1 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書
- 2 戦没者等の遺族の現況等についての申立書
- 3 戸籍書類
「令和7年4月1日（基準日）現在の請求者の戸籍抄本」等
※前回受給者以外の方は戦没者との続柄を証する戸籍が必要です。

問合せ先▶福祉課 ☎76-1815

防犯対策装置の購入費の一部を補助します



詳しくは町ホームページをご覧ください▲

犯罪の抑止を図り、安心で安全なまちづくりを推進することを目的に、防犯対策装置を購入及び設置した費用の一部を補助します。

受付期限は令和8年2月27日(金)です。

補助対象装置

- ① 区が設置する防犯カメラ ※個人の設置は対象外
※道路等の公共空間を中心に写すよう固定されたものに限る。
- ② 特殊詐欺防止用電話機器等
- ③ 防犯用具 ※対象は町ホームページをご覧ください。



補助金額

※②、③区分ごとで、1世帯(区)1回まで申請可能
装置の購入設置にあたって個人(区)が負担した額の4/5
上限額 ①防犯カメラ …… 340,000円
②特殊詐欺防止用電話機器等 …… 6,000円
③防犯用具 …… 16,000円

問合せ先▶総務課 ☎76-0501

ゆめ工房の終了について

長きにわたり本事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。5月末を以てゆめ工房は終了いたしました。障がい者の方の日中活動の支援については福祉課までご連絡ください。



問合せ先▶福祉課 ☎76-1815